

第2章 事業計画の概要

第2章 事業計画の概要

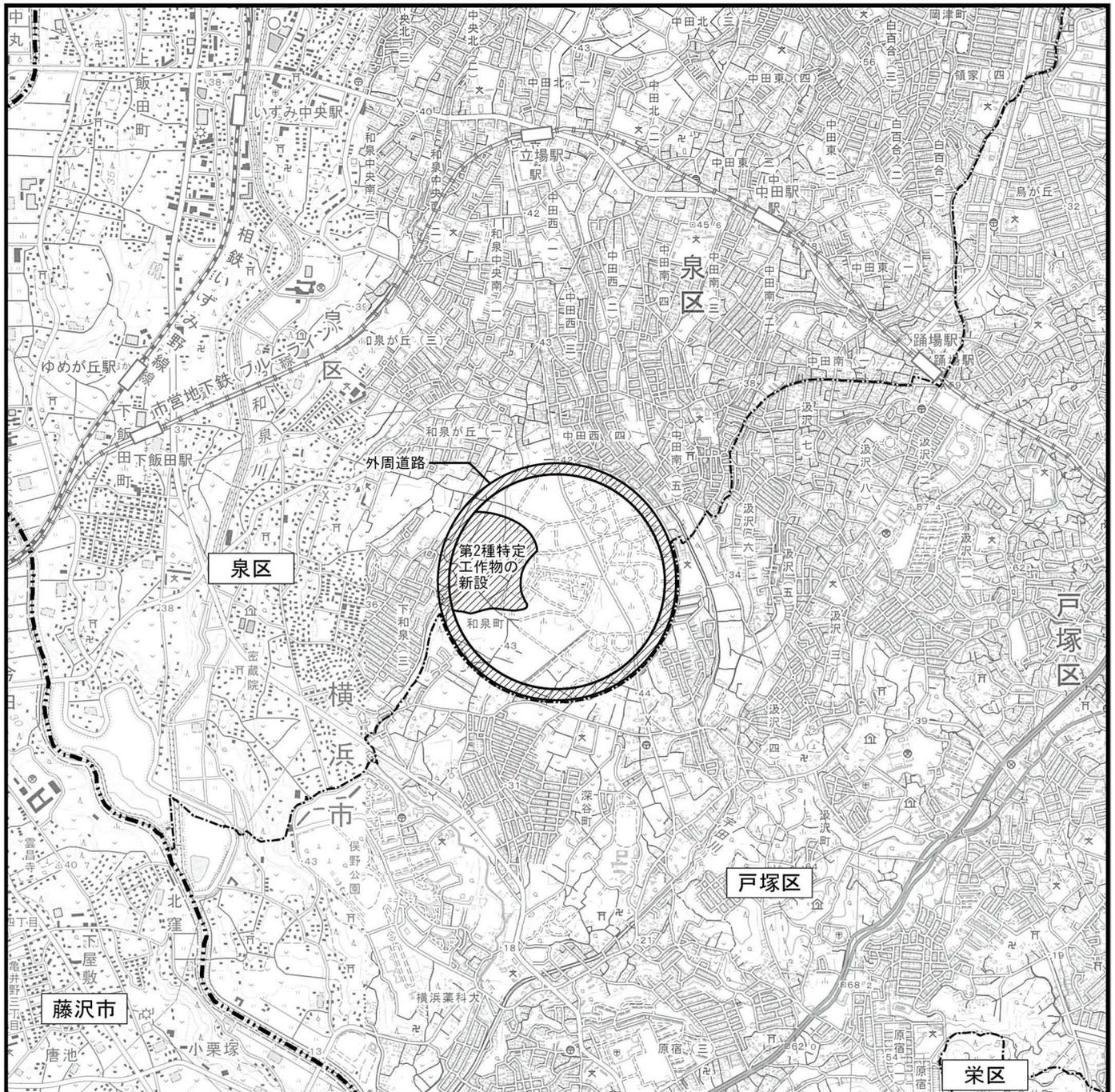
2.1 事業計画の概要

事業計画の概要は、表 2.1.1 に示すとおりです。

また、都市計画対象事業が実施されるべき区域（以下、「対象事業実施区域」といいます。）は、図 2.1.1 (1) ～ (2) に示すとおりです。

表 2.1.1 事業計画の概要

都市計画決定権者の名称 並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名 及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【当該対象事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
都市計画対象事業の名称	(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
都市計画対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設： 第2種特定工作物の新設（墓園） （第1分類事業） 第2種特定工作物の新設に係る面積：約12ha（市街化調整区域） ※事業全体（対象事業実施区域）の面積：約27ha ※外周道路：約15ha
対象事業実施区域	横浜市泉区和泉町、中田町地内
都市計画対象事業に係る 許可等の内容	【都市計画決定】 都市計画法第19条 【都市計画事業認可】 都市計画法第59条 【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壤汚染対策法第4条第1項 【指定区域内の土地の形質の変更届出】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19 【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項 【墓地等の経営の許可の申請等】 墓地、埋葬等に関する法律第10条 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条
環境影響評価の受託者	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長 野崎 秀則 東京都渋谷区本町3丁目12番1号 住友不動産西新宿ビル6号館



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 境
-  : 区 境



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 2.1.1 (1)

対象事業実施区域位置図



凡 例

- : 対象事業実施区域
- · - · - : 市 境
- - - - - : 区 境



0 250 500 1,000 m

1:25,000

図 2.1.1 (2)
対象事業実施区域位置図

資料：「横浜市第11次緑地環境診断調査」（環境創造局、令和2年3月）

2.2 事業の目的及び必要性

2.2.1 事業の目的及び必要性

深谷通信所跡地は、戦時中に地元で「深谷通信隊」と呼ばれていた旧日本海軍の通信施設（正式名称：東京海軍通信隊戸塚分遣隊）でした。西太平洋海域での送信力強化を目的として、昭和 16 年に敷地の買収、整地が行われ、昭和 19 年 3 月に開隊しました。正確な理由は不明ですが、敷地は、直径約 1 km の円形となっており、大正 2 年に建設された直径約 800m の円形の船橋分遣隊（千葉県）を先例として、それを上回る「東洋一」を目指していたようです。

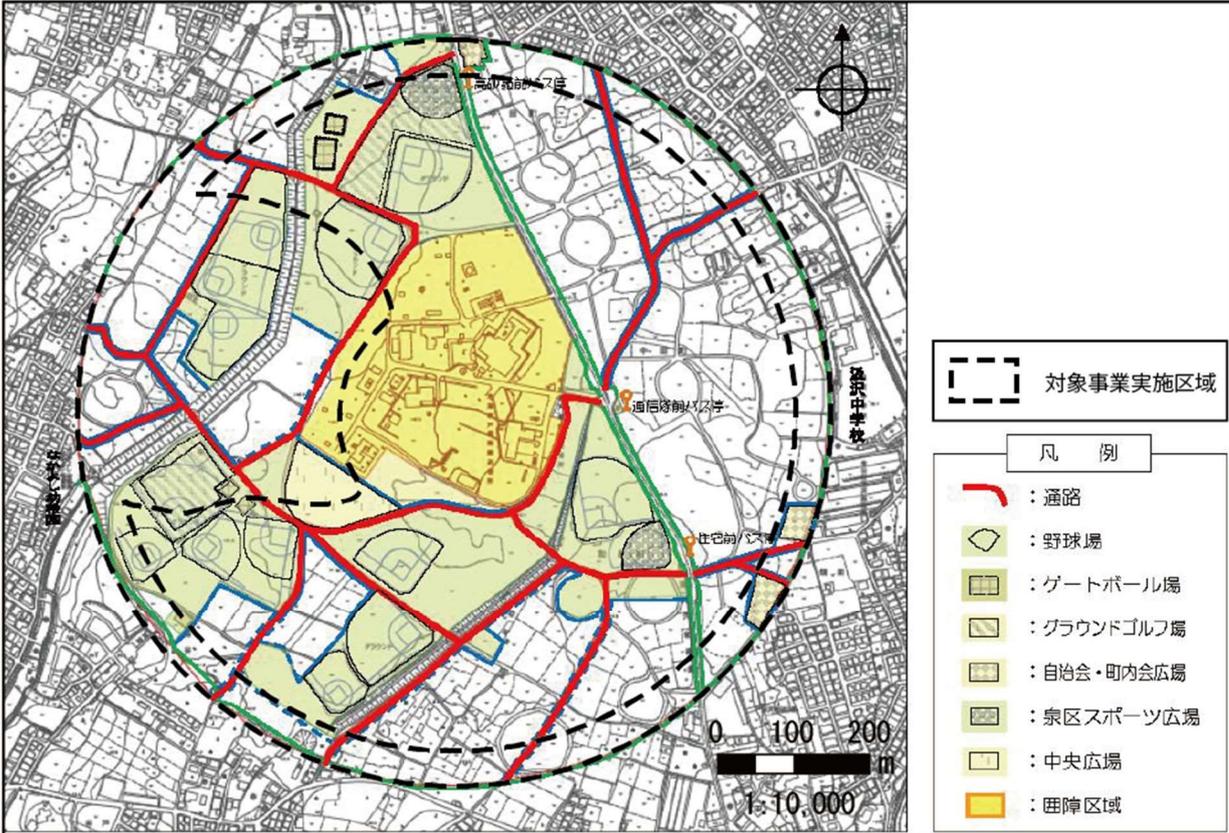
戦後、昭和 20 年に通信施設用地として米軍に接收され、平成 16 年の日米政府間における返還方針合意を経て、平成 26 年 6 月に返還されました。この間に米軍施設返還跡地利用指針、横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画を策定し、返還後の市内の米軍施設の跡地利用計画を検討してきました。その中で、「自然・スポーツ・文化等広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指す」としています。また、地元の市民を中心に、これまで深谷通信所跡地の利用に関して様々な意見や要望をいただいております、それらを踏まえた機能や施設の導入を検討してきました。

本市では、平成 29 年からの 20 年間で、約 77 万人の死亡者推計をしています。また、墓地に関する市民アンケート調査等より、公民あわせて約 10 万区画の墓地整備が必要だと考えています。そのため納骨堂の整備や大規模施設跡地等を対象とした、緑豊かな墓園の整備を計画しています。

このような状況を鑑み、本事業のうち墓園事業においては、約 12ha の墓園（芝生型納骨施設約 15,000 区画、合葬式納骨施設約 30,000 体）を整備します。また、本事業のうち外周道路事業においては、車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でジョギング、サイクリング等を楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約 50m の道路を整備します。

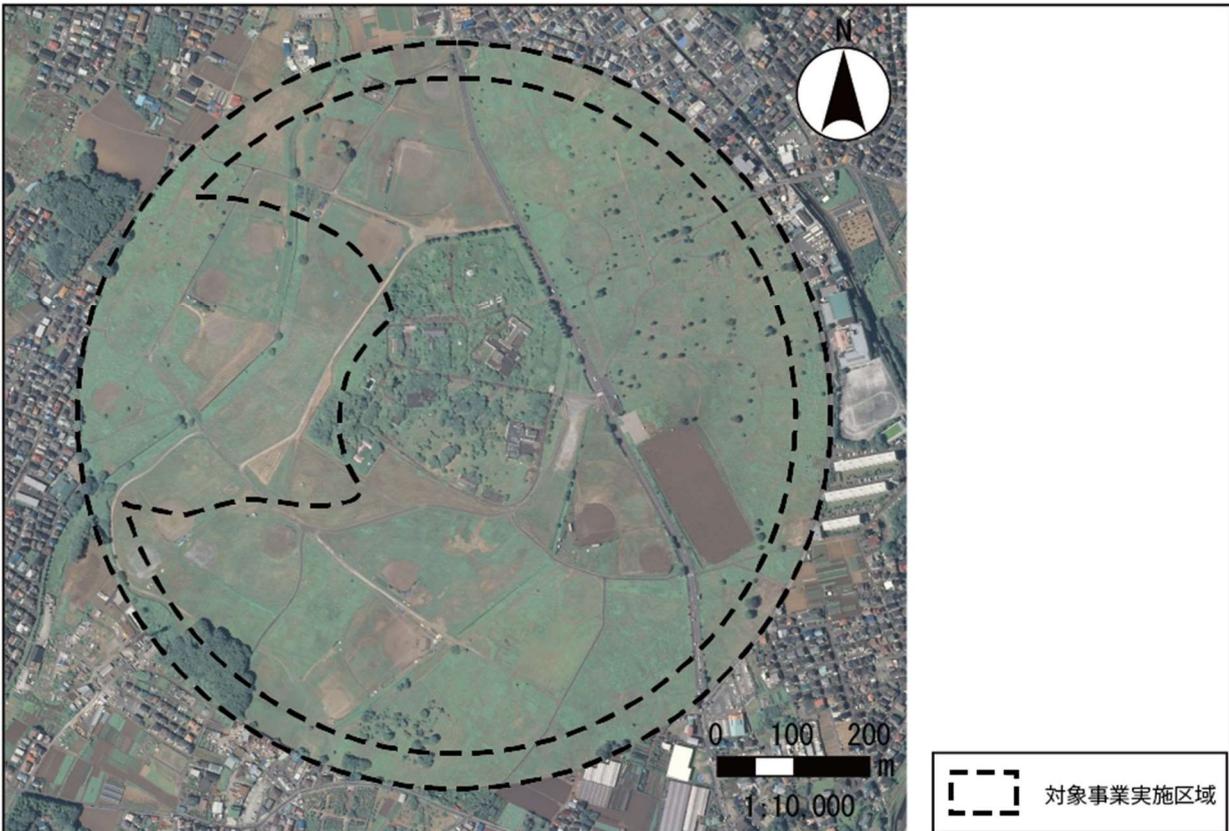
2.2.2 暫定利用

現在、深谷通信所跡地の土地は、国が管理をしており、一部を本市が国から借り受け、管理しています。本市が借り受けている部分については、野球場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、地域の広場及び市民生活上必要な通路として暫定利用しています。なお、中心部は囲障区域となっており、返還後も立入りが禁止されています（図 2.2.1 参照）。



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 2.2.1 深谷通信所跡地の現況図



資料：「横浜市第 11 次緑地環境診断調査」（環境創造局、令和 2 年 3 月）

図 2.2.2
対象事業実施区域（拡大図）